

設するため、新たに条例を制定するもの。

修学資金の額

月 額 23万5千円

貸与期間

修学資金の貸与契約に定められた月から該当契約の相手方が大学を卒業する月まで（6年限度）

議案第72号 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもの。

契約の目的

原一小耐震補強及び改修建築主体（第1期）工事

契約の金額

2億2千365万円



▲耐震補強工事（原一小）

議案第73号 土地の取得について

国指定史跡「浦尻貝塚」を公有化し保存整備するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの。

面 積 3万9千692・23㎡

取得予定価格 1億6千721万8千583円

報告第6号 南相馬市の国民の保護に関する計画の作成の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により、平成19年3月30日に定めた南相馬市の国民の保護に関する計画について、同条第6項の規定により報告するもの。

(1)計画の作成骨子について

- ①「国民の保護に関する基本方針」（平成18年10月5日閣議決定）に基づき作成した。
- ②「福島県の国民の保護に関する計画」（平成18年3月31日策定）との整合性を図った。
- ③「市町村国民保護モデル計画」（平成18年3月6日福島県提示）を基本とした。
- ④「南相馬市地域防災計画」等により構築された災害対策を活用した。

(2)計画対象となる事態について

事 態	事 態 類 型
武力攻撃事態	①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロなど)	①危険物を有する施設への攻撃 ②大規模集客施設への攻撃 ③大量殺傷物質による攻撃 ④交通機関を破壊手段とした攻撃
その他	①放射性物質の爆発による攻撃 ②発電施設等を攻撃

人事案件

教育委員会の委員の任命につき同意を求めるところについて

水谷 隆氏

固定資産評価委員の選任につき同意を求めるところについて

鈴木 好喜氏

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

梅田 茂子氏

佐藤 和子氏

佐藤 由紀子氏

右記、全ての人事案件は、同意

議員提出議案

○小林 正幸 議員

議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

これまでは、月の途中において職を辞した時は、その月の報酬を全額支給していたものを、死亡以外の場合は日割支給とするもの。

請願・陳情

受理番号	受理年月日	件 名	請願・陳情者氏名	紹介議員	付託委員会	審査結果
請願 6	19.6.1	憲法第9条を護ることを求める意見書の提出について	南相馬市原町区錦町 2-55 はらまち九条の会 代表 平田 啓肇 ほか4団体	櫻井 勝延	総 務	継続審査
陳情 2	19.3.5	鹿島区東1号線の道路改良について	南相馬市鹿島区南柚木字二反田 107 南柚木区長 鈴木 喜巳夫		建設経済	継続審査



▲クールビズの議会

6月議会

議案 22 件
報告 6 件を可決

議案とその結果

6月定例会に提出された議案22件、報告6件は、原案のとおり可決されました。

提出議案

議案第59号 特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、選挙長等の報酬の額が引き下げられたことに伴い、必要な改正を行うもの。選挙長等の報酬額は次の通り。

区 分	報 酬	
	現 行	改 定
選挙長	日額 10,700円	日額 10,600円
投票所の投票管理者	1回 12,700円	1回 12,600円
期日前投票所の投票管理者	1回 11,200円	1回 11,100円
開票管理者	1回 10,700円	1回 10,600円
投票所の投票立会人	日額 10,800円	日額 10,700円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	日額 9,500円
選挙・開票立会人	1回 8,900円	1回 8,800円

	改正後	現 行	備 考
所得割	8.60%	8.00%	【一人当たり】 68,877 円 【一世帯当たり】 147,212 円 【応能割】 53.00% 【応益割】 47.00%
資産割	12.00%	12.00%	
均等割	24,000 円	22,000 円	
平等割	27,000 円	25,000 円	

(1) 医療分のおん分率
議案第61号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
国民健康保険税のおん分率の基礎となる数値が確定したこと及び地方税法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。



▲改修した本庁窓口

	改正後	現 行	備 考
所得割	1.75%	1.75%	【一人当たり】 20,520 円 【一世帯当たり】 27,905 円 【応能割】 52.84% 【応益割】 47.16%
資産割	2.50%	2.50%	
均等割	6,000 円	5,800 円	
平等割	6,500 円	6,500 円	

(2) 介護分のおん分率

(3) 軽減の金額
市立病院の医師の確保を図ることを目的に、将来、市立病院に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学に必要な資金の一部を貸与する医師修学資金の貸与制度を創

軽減割合		医 療 分		介 護 分	
		改正後	改正前	改正後	改正前
7 割	均等割	16,800 円	15,400 円	4,200 円	4,060 円
	平均割	18,900 円	17,500 円	4,550 円	4,550 円
5 割	均等割	12,000 円	11,000 円	3,000 円	2,900 円
	平均割	13,500 円	12,500 円	3,250 円	3,250 円
2 割	均等割	4,800 円	4,400 円	1,200 円	1,160 円
	平均割	5,400 円	5,000 円	1,300 円	1,300 円

(4) 課税限度額は現行53万円が56万円に上げられます。
(5) 施行日 公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用されます。
議案第62号 南相馬市立病院修学資金貸与条例制定について